

津幡町電気ガス価格高騰 緊急対策支援金

申請手続きが
必要です

燃料価格の高騰に苦しむ事業者の経営の維持・継続を支援するため
石川県電気・ガス価格高騰緊急対策支援金（以下「県支援金」）を受給
した中小事業者等に対し、津幡町が独自で上乗せする支援を行います。

申請方法

県支援金を受給後、郵送又は持ち込みで申請してください。

対象者

県支援金を受給し、①～③すべてに該当すること

- ①津幡町内に事業所を有する中小企業者等（みなし大企業は含まない）であること
- ②津幡町内の事業所で高压電力・特別高压電力または工業用LPガスを使用していること
- ③津幡町が実施する他の電気、ガス料金に係る事業の支援を受けていないこと

支援額

支援対象期間内において、

津幡町内の事業所で使用したエネルギー使用量×単価で算出します

種別		支援対象期間	支援単価 ※（ ）内は9月分
高压電力	売上高に対する電気代の割合が 7%以上	令和5年 4月～9月使用分	0.90円/kwh (0.45円/kwh) 1事業者 上限50万円
	売上高に対する電気代の割合が 3.5%以上7%未満		0.45円/kwh (0.25円/kwh) 1事業者 上限25万円
特別高压電力		令和5年	1.00円/kwh (0.50円/kwh)
工業用LPガス		1月～9月使用分	6.00円/m ³ (3.00円/m ³)

申請受付

令和6年2月29日(木) 必着

お問い合わせ 津幡町産業建設部産業振興課
〒929-0393 石川県河北郡津幡町字加賀爪ニ3番地
TEL.076-288-6704 FAX.076-288-6470
E-mail.sangyou@town.tsubata.lg.jp

WEB: <http://www.town.tsubata.lg.jp/division/sangyou/W064H0000128.html>

